

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月14日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 安東 修一郎

1 工事概要

- (1) 工 事 名 奈良労働基準監督署 署長室パーテーション設置工事
- (2) 工事場所 奈良県奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1階
- (3) 工事内容 工事場所署長室をパーテーションで間仕切りし、2室にすること。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成31年2月28日(木)まで
- (5) 入札方法 入札金額は総額で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本工事においては、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格において、近畿ブロックの「建築一式」で「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (5) 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令に係る法令違反等があり、社会通念上著しく信用を失墜しており業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (6) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法等の労働関係法令・勧告・行政指導を遵守していること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、加入していること及びこの入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については、2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険、②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
- (8) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局総務部総務課会計第2係 中野
電話 0742-32-0201

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年11月14日(水)から同年11月28日(水)16時までの間、上記(1)の場所にて手交する。

※ 交付時間 9時から17時まで。

土・日・祝日及び12時00分から13時00分までの間を除く。

(3) 資料提出期間、場所及び方法

平成30年11月14日(水)から同年12月4日(火)12時までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には上記(1)の担当部局に受領期限(必着)までに持参すること。

(4) 入札書の提出期限、場所及び方法

入札書は以下のいずれかにより提出すること

ア 電子調達システムによる入札

平成30年12月5日(水)12時まで

イ 紙による入札

平成30年12月5日(水)12時(必着)までに上記(1)の場所に提出すること。

※ 受付時間 9時から17時まで。

土・日・祝日及び12時00分から13時00分までの間を除く。

(5) 開札の日及び場所

平成30年12月5日(水)13時30分

奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 局2階会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者は、提出書類に関し支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

ア 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、資料等に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

イ 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(5) 落札者の決定方法

競争参加資格の確認がなされた者の中で予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 詳細は入札説明書による。